

自性証因と所作証因への還元化について

——Pramāṇaviniścaya 第三章を中心にして——

岩 田 孝

法称の推論説の特徴は、周知の如く論理的包摂関係の根拠として本質的結合関係 (svabhāvapratibandha) が導入されている点である。本質的結合関係は、証因の指示する対象と所証の指示する対象とが同一であるか、または、前者が後者より生じた結果である、という二種の事実的關係から成り立つ。この法称説に依れば、所証を確実に導びく証因は、原理的には、証因と所証との事実的同一性に基づく自性証因 (svabhāvahetu), または、両者の因果関係に基づく所作証因 (kāryahetu) の二種で十分である、という見解に至ることになる。しかし現実に経験する推論は多様である故に、それらの諸推論の証因がかかる二種のみの包摂関係成立根拠に立脚する二種の正証因のみですべて閉じているであろうか、という問題は当然提起されねばならないであろう。法称自身もこの点を察知しており、世間上認容される種々の証因が、たとえ外見上、二正証因とは無関係の如く見えても、最終的にはその二種のみに還元されること¹⁾、或いは、陳那の九句因説での正証因も法称の二種の証因に矛盾なく帰せられること²⁾を証明している。かかる証明は、法称の推論説の基本定理となっている「包摂関係成立根拠を二種に限定すること」が如何に妥当性を有するかを、間接的にはあるが、証示しているという意味で、法称の推論説の基本構造を分析する一契機になると考えられる。これが、本論において、世間上認容された諸証因を自性証因 (於第一章)、或いは所作証因 (於第二章) へと還元する証明方法を考察する所以である。特に Pramāṇaviniścaya 第三章 (=PVin III) を基本資料としたのは、Pramāṇavārttika (=PV) ではこの証明が為自比量章と為他比量章に散説されているのに対して、PVin III では比較的まとめて論述されているからである。

I 自性証因に帰せられる証因

法称は PVin II (為自比量章) において、非認識 (anupalabdhi) としての証因を自性証因と所作証因のほかに第三の正証因として並記するが (cp. PVin II v. 28), PVin III では、この非認識証因を自性証因に所属させている。その証明は「原因

から結果を導出する推論」の応用になっている。そこで、以下にこの推論の構造を分析しながら、非認識証因の自性証因への還元化を調べてみよう。

I. 1 まず原因より結果を推論する場合であるが、この証因「原因(全体)」は自性証因に属することが次の順序にて示される。

「諸原因なるものは、[結果の為の十全な]全[原因]となる(samagra)だけで、自らの結果を能生するわけではない。結果の生起は、[原因]全体から生ずる[結果生起の為の]諸能力(śakti)の転変(pariṇāma)に依るからである(即ち、諸能力が各刹那に次々と異なって生ずることに依るからである)。「そして」その(転変の)間には、[生起能力を阻止する]障害(pratibandha)が[入り]得るので、[原因から]結果を推論することは[一般的には成立し]ない」(PVin III 311a¹⁻³=PVSV p.7, 5-7)

しかし十全原因全体が揃うと、それから或る帰結——原因全体の自性としての結果生起——は、推論可能である。PVin III 64 偈(≒PV I v.7)に曰く

「[結果を生起]可能な原因[全体]によって結果生起が推論される場合、それ(結果生起)は[原因全体の]自性(svabhāva)と言われる。何となれば[結果生起はその原因全体]以外の物事に[全く]依存しないからである」

原因と結果は別体なので、厳密には、原因全体の自性とは、結果生起ではなく、結果生起の可能性(-sambhava)、即ち適合性(-yogyatā)である。結局「[十全な]全体的諸原因に存する結果生起適合性のみが[原因全体から]推論される」(PVin III 310 b⁸-311a¹≒PVSV p.6, 28f.)。この結果生起適合性(所証,Y)が原因全体(証因,X)の自性であることの論拠は、前者(Y)が後者(X)以外の要因に依存しない、つまり、所証(Y)が証因(X)の存在のみに従い結びつく(-mātrānubandhin)(cp. ibid. 311a¹)という点に存する。この点が、実は、証因「原因全体」を自性証因に帰する為の論拠にもなっている(cp. PVin III の法上註(=Dh) We 133a⁷⁻⁸)。自性証因の定義によると、「或る特性(X)も、[その特性(X)の]存在のみに従う所の(-mātrānurodhin)[他方の]本質的特性(svabhāva)(Y)[を導出する為]の証因である(即ち、かかる特性(X)は自性証因である)」(PVSV p.4, 1-2, ad v.2cd)とあるので、他方の特性(Y)が一方の特性(X)の存在のみに従う場合、他方(Y)を導出する一方(X)なる証因は自性証因となる。上述の結果生起適合性(Y)も、原因全体(X)以外に依らずそれ(X)のみに従う。それ故に証因「原因全体」は自性証因に帰せられるというわけである。

I. 2 非認識証因を自性証因に帰属させることの証明は、陳那の説く九句因説での正証因(第二句と第八句)を、法称の説く自性証因と所作証因に帰するという

コンテキストにおいて陳述される。それによると、所証と外延を同じくする第二句の証因は、所証の外延より小さい外延を有する所作証因に対応しないので、すべて自性証因に帰し、また、第八句の証因は自性証因または所作証因に帰属する³⁾。この点については PV IV の資料により既に小野論文にて指摘されている⁴⁾。ここで次の問題が生じてくる。もし、法称の提唱する正証因によって陳那の九句因説が解釈されるとするならば、非認識証因も法称の認める正証因の一種であるから、陳那の九句因説において例示されて然るべきなのに何故にそれが言及されていないのかという問題である (cp. PVin III 303a⁵⁻⁶)。法称は、これに対して「それ(非認識証因)も自性証因に所属する故に「自性証因の例によって非認識証因の」例「も間接的に」既に示されたことになる」(ibid. 303a⁶)、従って「[主題所属性を満す] 諸証因の分類を説く際に「非認識証因は」別個に例示されなかったのである」(PVin III v.44cd=PV IV v.269cd)と答えている。かかる問題意識のものに行われた、非認識証因の自性証因への還元化証明は、先の包摂関係「原因全体→結果生起適合性」を基底とする。以下この証明を吟味してみよう。

認識条件が具備すれば認識され得る (drśya) 様な対象 (A) が、或る状況のもとで認識されないとき、その非認識を原因として、その対象 (A) をその状況において「非存在」とする言語活動 (vyavahāra) が結果として生ずる。しかも

「[対象 (A) を] “非存在” とみなす言語活動を行う時には、如何なる [対象の場合] でも、[対象 (A) がその状況で認識されないこと] 以外のもので [対象 (A) の非存在を確立する様な] 原因は何も存在しない」(PVin III 303b²)

この様に、A を “非存在” とする言語活動という結果が、A の非認識という原因のみに依り生じ、それ以外の外的要因に依存しない故に、

「[知られ得る対象 (A) を “非存在” とする] 認識及び表現 (Y) は、たとえ、それ (= A の非認識 (X) という原因) より生じた結果であっても (tatkāryatve 'pi), それ (= 原因たる「A の非認識」(X)) から疑いなく「論理的に導出される」はずである」(PVin III v.41cd ≃ PV IV v.266cd)

つまり、A の非認識は、それ自身以外の他の補助要因なしで、A を “非存在” とみなす言語活動という結果を生起可能であるので、A の非認識なる原因は、A を “非存在” とする言語活動を結果する為の原因全体になる。既に示した如く (cp. I.1) 一般に「原因全体」を証因として、それより、結果生起可能性／適合性を導出することができる。

「かくして、知られ得る [対象(A)] の非認識が成立している場合、それ (A の非認識)

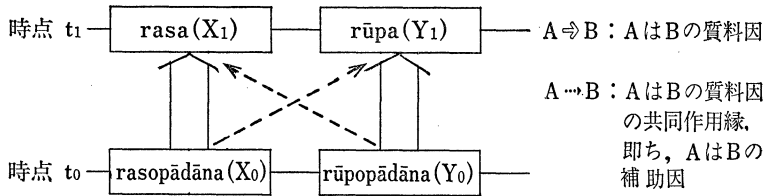
を原因〔全体〕とする所の〔結果——即ち、A を〕“非存在”とする認識や表現〔という結果——が生ずることへの〕適合性 (=生起の可能なこと)、それ〔の導出〕に關しても、全く疑いはないのである」(Pvin III 303b³⁻⁴)

以上により、即ち、原因全体が結果生起可能性を導出する場合、「原因全体」は自性証因の一種であること、そして、非認識証因もこの「原因全体」なる証因の一種であること、この二点により、「知覚可能な対象の非認識」という証因は、自性証因とみなされる、即ち、「その対象を“非存在”とする言語活動の可能性／適合性」という所証を導出する為の自性証因に帰せられる、という先述の結論が得られるのである。同様な論旨は PVSV(pp. 104-105) にも見られ、矢板氏によって分析されている⁵⁾。結局、上述の論証は、「非認識証因 → 「原因全体」なる証因 → 自性証因」という論理的関係を骨子とするわけである。

II 所作証因に帰せられる証因

前章では、証因と所証とが同一対象を指示する場合の証因、つまり自性証因に帰せられる証因を考察したが、以下に取り挙げるのは、証因と所証とが別個の対象を指示する為に所作証因に帰せられる証因である。しかも、証因と所証が同時的である為に一目瞭然には所作証因であると判断されない様な証因である。

II. 1 証因と所証が別体かつ同時的である場合で、なおかつ世間上妥当とされる推論例として、法称は「物の味 (rasa) から、その物の視覚対象 (rūpa 色) なる側面を認識する推論」を挙げるが、これに対しては次の疑問が予想される。味と色とは同時的に存するので因果の関係を有さない⁶⁾、従って「味」なる証因は所作証因にはならない。また、味と色とは存在論的に別なもののなので同一性に基づく自性証因にも帰せられない。この「味」は如何なる証因なのか、という疑問である。これに対して法称は、この種の証因は所作証因に所属する、と答えるが、そのことが如何に証明されるのか、これが本節の論点である。この証明では法称特有の工夫が見られる (下図参照)。その第一は、味と色とを、両者が同時にあるという静止的な面からでなく、動的な面から考察する点である、即ち、或る時点 (t_1) の味 (X_1) と直前の時点 (t_0) にある味の質料因 ($-upādānakāraṇa$) (X_0)、及び、色 (Y_1) と色の質料因 (Y_0)、という二種の因果関係を導入して、時間的前後関係の入った力学的関係から味と色とを考察する点である。その第二は、味の質料因 (X_0) と色の質料因 (Y_0) とが、それぞれの結果 (X_1 と Y_1) を生ずる際に、互いに他方を共同作用縁とする、即ち、両質料因が一緒になって色と味が結果する、という因果関係に着目する点である。以上の関係は次の如く図示される。



「[味の質料因 (X_0) の機能が自果に対向する]」⁷ 将にそのことは、色 (Y_1)⁷ 「を能生する」諸質料因 (Y_0) が作用する為の「共同作用 ($\rightarrow$ 補助)」因である。味「を能生する」質料因 (X_0) のその作用の方は色の質料因 (Y_0) の作用を共同作用としている (--sahakāriṇī)」(PVin III 311b³ $\approx$ PVSV p.8, 1-3)

いま、味なる結果の生起に寄与する原因という観点からこの因果関係を見ると、
「[色の能生の為に障害されることなく]働いている機能を有した (pravṛttaśakti-) 色の質料因 (Y_0) にとって[色 (Y_1) を能生する為に]共同作用する縁 ($\text{--sahakaripratyaya}$) が味の「質料」因 (X_0) であり、[その様な色 (Y_1) の能生の為の共同作用縁でもある味の質料因 (X_0) こそが] 味 (X_1) 「なる結果」を能生する」(PVin III 311b¹⁻² $\approx$ PVSV p.7, 16-17)

以上が味から色を推論する際の基底となる事実的關係である。この関係は次の如き論理的関係へと変換される。

「そうした[味の]原因 (=色の質料因 (Y_0) を共同作用縁とする味の質料因 (X_0)) から生じた味 (X_1) が、その状況にある[味の原因 (X_0)]を論理的に導出し、[更に] 色 (Y_1) を論理的に導出する (anumāpayati)」(PVin III 311b³⁻⁴ $\approx$ PVSV p.8, 3-4)

この法称説は、次の様に解される。まず、味 (X_1) は自身 (X_1) に時間的に先行する味の質料因 (X_0) より生じた結果なので「味 (X_1)」を所作証因として「味の質料因 (X_0)」なる所証が推論される。更に、この味の質料因 (X_0) は、色 (Y_1) の能生に際しては共同作用縁となるので、味と色との両質料因 (X_0 と Y_0) が同一の原因全体 (ekasāmagrī) となり、それから色 (Y_1) 及び味 (X_1) が生起している。そこで、先述の論理関係「原因全体から結果生起可能性の導出」を応用すると、次の点は確実となる。即ち、所作証因「味」より導出される対象、味の質料因 (X_0)、と色の質料因 (Y_0) とから成る「原因全体」があると、それより生ずる未来の「色」すべては論理的に導出されなくとも、「(既にある味 (X_1) と同時に存する) 色 (Y_1)」は自明的に認識される、という点である。所作証因「味」による原因の推論から自動的に「色」が認識されるので、「色」を推論する「味」は所作証因に

(180) 自性証因と所作証因への還元化について (岩 田)

帰属する (cp. PVin III 311b⁴⁻⁵)。以上の思考過程は次の様になるう。

(味 (X₁) → 味因 (X₀)) · (味因 (X₀) · 色因 (Y₀) → 色 (Y₁))

同様に「煙」から「炭や灰」を推論する場合、即ち、「煙」から「火」を推論し、その火と薪とを原因全体として、この「全原因」から「(薪の変様した) 炭や灰」を認識する場合も所作証因による推論である。以上をまとめると、

「[味を能生する為の原因と] 同一な [原因] 全体に依って [生じた] 色等を、味 (→ 論証因) により認識することは、[味の質料] 因の特性 [である「味と共にある色を能生すること」] を推論することにより [間接的に成立する。従って証因「味」は所作証因に帰せられる]。恰も煙によって、薪の変様した [炭や灰を推論する場合の] 如し」 (PVin III v.65 = PV I v.9)

「この場合にも [結果 (= 味) から見て] 過去となった [味の質料因 / 色]、及び同時にある [色] が、[証因「味」によって] 認識される。しかし [証因となる味の時点より後の] 未来の [色] が [認識される] のではない、[現在にある原因から未来の結果への推論は] 不確定だからである (vyabhicārāt)」 (PVin III 311b⁴ = PVSVP.8, 6-8)

上述の証明のポイントは、証因と所証とにそれぞれの質料因を組み合わせて因果関係を読み込み、そこに証因を所作証因とみなす契機を見出すことである。

II.2 全体からその一部を推論することも所作証因による推論である。

「全体を定立すること [例えば “これは牛なり” という言語活動] の原因は、全体を有するもの [例えば牛の一部である角等] である故に、[全体と部分には] それら (諸部分) が欠けるとそれ (全体の定立) はない [という不離の関係が成立する。それ] 故、[結果としての] 牛性 [即ち、 “牛なり” との定立が、所作証因となり、それに] より [牛を定立する原因として] 有角 [性を推論するの] である」 (PVin III v.66)

II.3 妥当な推論での証因と所証とが別々な対象を指示する場合には証因は所作証因に帰せられる。この法称説の基盤となるのが次の考え方である。

「能生者 (janaka) の方から [結果生起の為の種々の] 有用な作用 [があり、その作用の仕方の] 相違 (upayogaviśeṣa) に則して、[異なる] 物の [間に成立する] すべての関係 (saṃbandha) は [種々に] 分類されて [定立されるが、それらの関係は、実質的には] 因果関係 (kāryakāraṇabbhāva) [のみ] に基づいて定立される」 (PVin III 312 a⁶⁻⁷ = PVSVP p.71, 2-4) (cf. Dh We 139b⁸)

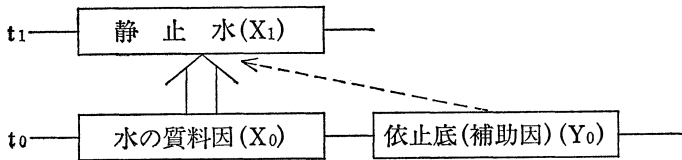
異なる物の間の関係一所顕現と能顕現の関係 (vyaṅgyavyaṇjakabbhāva)、受け支えるものと支えられるものの関係 (adhārādheyabbhāva) 等一はすべて能生所生による因果の関係に帰せられると言うのである。その因果関係の中でも、諸証因を所作証

因へと還元する証明にとって有用なのは次のタイプである。即ち、結果(X_1)を生起するのに、その結果の質料因(X_0)及び補助因(／共同作用縁)(Y_0)が寄与し、この補助因(Y_0)と結果(X_1)が因と果になるというタイプである。これが有用であるのは、同時かつ別々な物の間に因果関係を見出す為の根拠となるからである。例えば、棗の果実(／水)が容器(／大地)の上に静止しているという場合、両者には能生と所生の因果関係が成立しない様に見えるが、この補助因を導入すると、次の因果関係が可能になる。或る時点(t_1)での棗果実(X_1)の静止状態は、その時点(t_1)より前の時点(t_0)にある棗果実の質料因(X_0)より生じ、しかも、その際に質料因(X_0)と同時点にある容器(Y_0)から補助作用を受けている。容器の方から見れば「それ(棗果実(X_1)の時点)に先行する時点(t_0)にある〔質料因としての棗果実(X_0)〕と共同作用する容器(Y_0)は、その(質料因としての棗果実(X_0)の存する)同じ所に、棗果実(X_1)なる結果を生ぜしめる(janayat)ので、受け支えるものであると言われる」(PVSV p.70, 17-19)。従って「容器や大地などに存する、〔棗果実や水などの〕受け支えたること、これも、棗果実や水等を能生する力(jananaśakti)にはかならない」(PVin III 312a⁷≒PVSV p.71, 4-5)。かくして補助因を考慮に入れると、容器(Y_0)が、共同作用縁として、棗果実(X_1)の静止状態を能生する原因になる、という因果関係が可能になる。

この思考方法を応用すると、静止水(X)を見て水を受け止める底(Y)を推論する場合、或いは、Nyāyavārttika (p.47, 20f.)にて sāmānyato dr̥ṣṭam の例とされた、鶴の止まること(X)を見て水(Y)の存在を推論する場合に(cp. ibid. 312b⁸-313a²)、それぞれ「前者(X)は後者(Y)の作用結果」という因果性を導入でき、それによりこれらの推論の証因(X)を所作証因に還元可能となる。

「⁸静止水の知覚から、下底を見なくても、〔「静止水」を証因として、水を〕受け止める依止(ādhāra)の存在を推論するこの〔認識〕も、必ず所作証因によって生ずる。そうした水の本性は、その依止より成立する〔即ち生起する、という意味での因果性が認められる〕からである⁸⁾。というのは、〔或る時点(t_1)での静止水(X_1)は、〕それ(＝直前(t_0)にある水の依止(Y_0))より〔静止の為の〕補助作用(upakāra)を受容しない限り、それ(依止(Y_0))より〔静止という〕特定な状態(avasthāviśeṣa)を得ることは有り得ないからである」(PVin III 312a¹⁻²)

つまり、静止水(X_1)は依止なる底(Y_0)よりの補助作用の結果となるので、静止水を見てその依止底を推論する場合、「静止水」は所作証因になるのである。



以上を要約すると、非認識証因の自性証因への還元は、包摂関係「原因全体（自性証因）→ 結果生起適合性」の応用により証明される。この包摂関係は因果上の事象に自性の関係を見出す際の基本的思考型として有用である。所証と同時的かつ別体なる証因を所作証因に還元する証明は、静止的な両者にそれぞれの質料因をも加えた dynamic な因果系の導入により可能となる。これは、別々な物を結ぶ関係が最終的には因果関係に立脚するという考えに基づいている。九句因での正証因（第二句・第八句）を含めて世間で認容される諸証因を一貫して自性又は所作なる証因に帰属させたこの法称の証明は、法称自身の提唱した本質的结合関係に基づく推論系が一般的に妥当することを間接的に証示するものである。

- 1) cf. PVin III 310b⁷-313a³ (ad vv. 64-67) (この部分の和訳は『東洋の思想と宗教』（早大）に収載の予定）； PV IV vv. 7-11 と PV I vv. 144bcd-145ab, 及び長行。
- 2) cf. PVin III 301a⁴-303b⁷ (ad vv. 34-44)； PV IV vv. 195-204； 265-269. PVin III の synopsis については拙稿, “Pramānaviniścaya III”, Encyclopedia of Indian Philosophies, Mahāyāna Buddhist Philosophy, ed. by K. Potter (近刊) 参照。
- 3) cf. PVin III 301a⁶⁻⁸ (； PV IV v. 196)； 302b⁸ (v. 36=PV IV 198)； 303a¹⁻³ (； PV IV vv. 199-201)。
- 4) 小野基「ダルマキールティの九句因解釈」『比較思想の途』第四号 pp. 81-85.
- 5) 矢坂秀臣「法称の非認識」『中国の宗教・思想と科学』（牧尾博士記念論集）pp. 37-39.
- 6) 法称の因果論では因は果に先行する, cf. PV III v. 246.
- 7) ...ro med pa de ñid (P； D： ñid gzugs) kyi...の部分は不明。PVSVT p. 48, 22ff. を参考にして ...ro med do // de ñid gzugs kyi...と試読した。
- 8) この部分は北京版に欠, デルゲ版 (214a⁵⁻⁶) に従う。

<キーワード> 自性証因, 所作証因, 原因全体, 結果生起適合性, 共同作用縁

(早稲田大学助教授)